(iv) 労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修（以下「雇用管理研修」という。）又は作業中の建設労働者に対する適切な指導若しくは監督に必要な知識を習得させるための研修（以下「職長研修」という。）であって、次のいずれにも該当するもの（以下この項において「雇用管理研修等」という。）を行う事業

(イ) 雇用管理研修にあっては建設事業主又はその雇用する法第五条第一項に規定する雇用管理責任者その他の労働者を、職長研修にあっては建設事業主又はその雇用する労働者のうち作業中の建設労働者を直接指導又は監督する者を対象として行われるものであること。

(ロ) 研修の時間が、雇用管理研修にあっては六時間以上、職長研修にあっては十八時間以上であること。

(ハ) 研修を受ける者の数が十人以上であること。また、雇用管理研修にあっては百人以下、職長研修にあっては五十人以下であること。

(ニ) 研修の内容及び方法が建設労働者の雇用の改善を推進するために適切であると認められるものであること。

(v) その雇用する労働者に対し、雇用管理研修等を受けさせ、かつ、当該労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の賃金を当該雇用管理研修等を受けさせる期間について支払う事業

(2) 雇保則第百十条の三第二項第一号イ又は第三項第一号の規定により求職者を建設労働者（三十五歳以上の建設労働者にあっては女性労働者に限る。）として試行的に雇い入れ、同条第二項第二号又は第三項第七号の規定によりトライアル雇用助成金の支給を受けた中小建設事業主であること。

第七条の二第一項第二号ロ中「五千円」を「四千七百五十円（雇保則第百二条の五第十六項第一号ハに規定する生産性要件（以下この号において「生産性要件」という。）に該当する中小建設事業主にあっては、六千円）」に、「キャリア形成促進助成金等」を「人材開発支援助成金等」に改め、同号ハ(1)中「経費の額の十分の九」を「経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額）の五分の四（中小建設事業主のうち、特定小規模建設事業主にあっては四分の三（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、その他の中小建設事業主にあっては五分の三（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、四分の三））」に改め、「二分の一」の下に「（建設事業主にあっては、二十分の九（生産性要件に該当する建設事業主にあっては、五分の三））」を加え、同号ハ(2)中「十分の八」を「五分の四（中小建設事業主のうち、特定小規模建設事業主にあっては四分の三（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、その他の中小建設事業主にあっては五分の三（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、四分の三））」に改め、同号ニ中「八千円」を「六千六百五十円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、七千六百円（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、九千六百円））」に改め、同号ホ中「建設事業主」を「中小建設事業主」に、「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、同号ホ(1)中「十万円」を「九万五千円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、十二万円）」に改め、同号ホ(2)中「六十万円」を「五十七万円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、七十二万円）」に改め、同号ホに次のように加える。

(3) 前号ホ(3)に該当する場合　八十五万五千円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、百八万円）

第七条の二第一項第二号ヘを次のように改める。

ヘ　前号ヘに該当する建設事業主　次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1) 前号ヘ(1)に該当する場合　次に掲げる額の合計額（一の事業年度につき、その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

(i) 前号ヘ(1)(i)から(iv)までに掲げる事業に要した経費の額の二十分の九（生産性要件に該当する建設事業主にあっては、五分の三）（中小建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額

(ii) 前号ヘ(1)(v)に掲げる事業に係る雇用管理研修等を受けさせた労働者一人につき、七千六百円（生産性要件に該当する建設事業主にあっては、九千六百円）に、当該雇用管理研修等を受けさせた日数（一の雇用管理研修等について六日分を限度とする。）を乗じて得た額

(2) 前号ヘ(2)に該当する場合　前号ヘ(2)に該当する雇入れに係る建設労働者一人につき、四万円に、当該雇入れの期間の月数（三月分を限度とする。）を乗じて得た額

第七条の二第一項第二号ヌ中「三分の二」を「五分の三（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、四分の三）」に、「（岩手県、宮城県又は福島県においては、」を「（岩手県、宮城県又は福島県においては、一の事業年度につき、同号ヌの貸与に要する経費の三分の二に相当する額（」に改める。

附則第二項を次のように改める。

（建設労働者確保育成助成金に関する暫定措置）

2　岩手県、宮城県又は福島県の区域内に所在する事業所の中小建設事業主等に対する建設労働者確保育成助成金の支給に係る第七条の二第二号ハの適用については、当分の間、同号ハ(1)中「経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額）の五分の四（中小建設事業主のうち、その雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下この項及び次項において「特定小規模建設事業主」という。）にあっては四分の三（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、その他の中小建設事業主にあっては四分の三（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、四分の三）」とあるのは「経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額。以下同じ。）（中小建設事業主（その雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下この項及び次項において「特定小規模建設事業主」という。）を除く。）にあっては、経費の額の五分の四）」と、同号ハ(2)中「負担した額の五分の四（中小建設事業主にあっては四分の三（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、その他の中小建設事業主にあっては五分の三（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、四分の三））」とあるのは「負担した額（以下「負担額」という。）（中小建設事業主（特定小規模建設事業主を除く。）にあっては、負担額の五分の四）」とする。